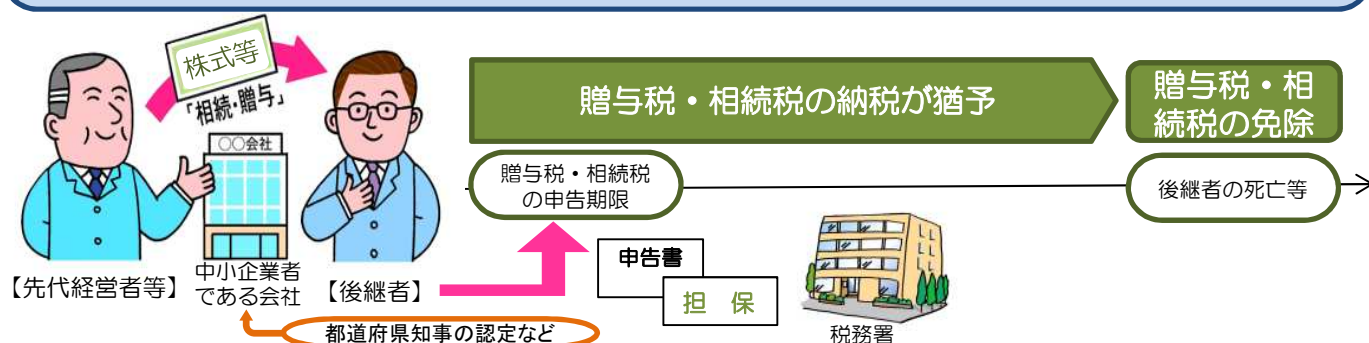


非上場株式等についての贈与税・相続税の 納税猶予・免除(法人版事業承継税制)のあらまし

- 法人版事業承継税制は、後継者である受贈者・相続人等が、円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合において、その非上場株式等に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度です。



- この法人版事業承継税制には、「**一般措置**」と「**特例措置**」の2つの制度があり、**特例措置**については、**事前の計画策定等**や**適用期限**が設けられていますが、**納税猶予の対象となる非上場株式等の制限（総株式数の最大3分の2まで）の撤廃や納税猶予割合の引上げ（80%から100%）**がされているなどの違いがあります。

(参考) 特例措置と一般措置の比較

	特 例 措 置	一 般 措 置
事前の計画策定等	特例承継計画の提出 〔平成30年4月1日から 令和6年3月31日まで〕	不要
適用期限	次の期間の贈与・相続等 〔平成30年1月1日から 令和9年12月31日まで〕	なし
対象株数	全株式	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	贈与：100% 相続：80%
承継パターン	複数の株主から 最大3人 の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化（4ページ、8ページ）	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
事業の継続が困難な 事由が生じた場合の免除	あり（9ページ）	なし
相続時精算課税の適用	60歳以上の者から 18歳以上の者 への贈与	60歳以上の者から18歳以上の推定 相続人（直系卑属）・孫への贈与

- **贈与税**については**2ページ**、**相続税**については**6ページ**をご確認ください。

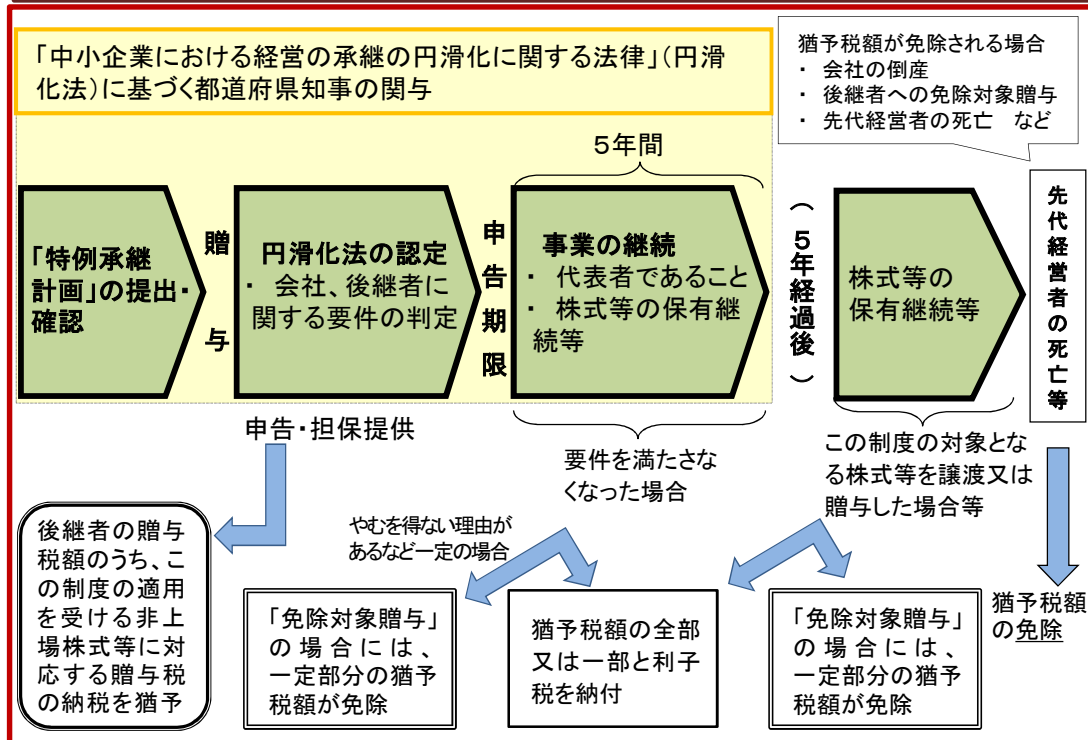
※ **特例措置**の適用を**前提**として記載しつつ、一般措置と特例措置とで異なる部分については、別途その内容を記載。

- 事業承継税制に関する情報等につきましては、国税庁ホームページの「事業承継税制特集」に掲載しております。
○ 申告のための具体的な計算方法等について、税務署での面接による個別相談を希望される場合は、事前予約制とさせていただきます。あらかじめ税務署に電話で面接日時をご予約ください。



令和4年5月
税務署 この社会あなたの税がいきている

① 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除



「非上場株式等」とは、中小企業者である非上場会社の株式又は出資（医療法人の出資は含まれません。）をいいます。なお、この制度の対象となる非上場株式等は、議決権に制限のないものに限りです。

「特例承継計画」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「円滑化省令」といいます。）第16条第1号の計画のことをいい、「特例承継計画の確認」とは、円滑化省令第17条第1項第1号の都道府県知事の確認をいいます。

一般措置については、特例承継計画の策定等は不要です。

「円滑化法の認定」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定（円滑化省令第6条第1項第11号又は第13号（一般措置については、7号又は9号）の事由に限りです。）をいいます。

※ 贈与後でも、円滑化法の認定申請時までは特例承継計画を提出することが可能です。

特例承継計画の策定・提出・確認
(特例措置)

会社の後継者や承継時までの経営見通し等を記載した「**特例承継計画**」を策定し、認定経営革新等支援機関（税理士、商工会、商工会議所等）の所見を記載の上、**令和6年3月31日までに都道府県知事に提出※**し、その確認を受けてください。

贈与

※ 贈与の時期についての要件は、**1.1ページ**を参照

この制度の適用を受けるためには、先代経営者等である贈与者から、**全部又は一定数以上の非上場株式等の贈与を受ける**必要があります（3ページ参照）。

贈与税の申告期限までの間
都道府県知事の円滑化法の認定
申告書の作成・提出

会社の要件、後継者(受贈者)の要件、先代経営者等(贈与者)の要件を満たしていることについての**都道府県知事の「円滑化法の認定」**を受けてください※。

贈与税の申告期限までに、この制度の適用を受ける旨を記載した贈与税の申告書及び一定の書類を**税務署へ提出**するとともに、納税が猶予される贈与税額及び利子税の額に見合う**担保を提供**する必要があります。

※ 「円滑化法の認定」を受けるためには、贈与を受けた年の翌年の1月15日までにその申請を行う必要があります。

会社が策定する「特例承継計画」の具体的な内容や「円滑化法の認定」を受けるための具体的な要件・手続については、会社の主たる事務所が所在する都道府県の担当課（1.2ページ参照）にお尋ねください。

「資産管理会社」とは、有価証券、自ら使用していない不動産、現金・預金等の特定の資産の保有割合が総資産の総額の70%以上の会社（資産保有型会社）やこれらの特定の資産からの運用収入が総収入金額の75%以上の会社（資産運用型会社）をいいます。

◆ この制度の適用を受けるための要件

1 会社の主な要件

次の会社のいずれにも該当しないこと

- (1) 上場会社
- (2) 中小企業者に該当しない会社
- (3) 風俗営業会社
- (4) 資産管理会社（一定の要件を満たすものを除きます。）

贈与税の申告期限
までの間

2 後継者である受贈者の主な要件
贈与の時に、

- (1) 会社の代表権を有していること
- (2) 18歳以上*であること
- (3) 役員の就任から3年以上を経過していること
- (4) 後継者及び後継者と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権数を保有することとなること
- (5) 後継者の有する議決権数が、次のイ又はロに該当すること（特例措置）

イ 後継者が1人の場合

後継者と特別の関係がある者（他の後継者を除きます。）
の中で最も多くの議決権数を保有することとなること

ロ 後継者が2人又は3人の場合

総議決権数の10%以上の議決権数を保有し、かつ、
後継者と特別の関係がある者（他の後継者を除きます。）
の中で最も多くの議決権数を保有することとなること

3 先代経営者等である贈与者の主な要件*

- (1) 会社の代表権を有していたこと
- (2) 贈与の直前において、贈与者及び贈与者と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、後継者を除いたこれらの者の中で最も多くの議決権数を保有していたこと
- (3) 贈与時において、会社の代表権を有していないこと

4 担保提供*

納税が猶予される贈与税額及び利子税の額に見合う担保を
税務署に提供する必要があります。

<非上場株式等の取得株数要件（特例措置）>

後継者は、次の(1)又は(2)の区分に応じた一定数以上の非上
場株式等を取得する必要があります。

(1) 後継者が1人の場合

次の①又は②の区分に応じた株数

- ① $a \geq b \times 2/3 - c$ の場合・・・「 $b \times 2/3 - c$ 」
以上の株数
- ② $a < b \times 2/3 - c$ の場合・・・「a」の全ての株数

(2) 後継者が2人又は3人の場合

次の全てを満たす株数

- ① $d \geq b \times 1/10$
- ② $d >$ 贈与後における先代経営者等の有する会社の非上場株
式等の数

a：贈与の直前において先代経営者等が有していた会社の非上場株式
等の数

b：贈与の直前の会社の発行済株式等*の総数

c：後継者が贈与の直前において有していた会社の非上場株式等の数

d：贈与後における後継者の有する会社の非上場株式等の数

※ 令和4年3月31日以前の贈
与については「20歳以上」
となります。

「議決権数」には、株主総
会において議決権を行使で
きる事項の全部について制限さ
れた株式の数等は含まれませ
ん。

一般措置については、「後
継者と特別の関係がある者
の中で最も多くの議決権数を
保有することとなること」が要
件となります。

同一の会社の非上場株式等
については、特例措置と一般
措置のいずれかの適用となり
ます。

※ 贈与の直前において、既
に法人版事業承継税制の適
用を受けている者がいる場
合等には、(1)及び(2)の要件
は不要になります。

※ この制度の適用を受ける非
上場株式等の全てを担保とし
て提供した場合には、納税が
猶予される贈与税額及び利子
税の額に見合う担保の提供が
あったものとみなされます。

一般措置については、後継
者が一人の場合と同様の株数
の非上場株式等を取得する必
要があります。

なお、対象となる非上場株
式等の数は、左記(1)①の場合
は「 $b \times 2/3 - c$ 」の数が、
左記(1)②の場合は「a」の数が、
それぞれ限度となります。

※ 「発行済株式等」は、議
決権に制限のないものに限
ります。

◆ 贈与税の申告期限

贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までに、
受贈者の住所地の所轄の税務署に贈与税の申告をする必要があり
ます。

贈 与 税 の
申 告 期 限

納税猶予期間中

非上場株式等の
継続保有等

申告後も引き続きこの制度の適用を受けた非上場株式等を保有すること等により、納税の猶予が継続されます。

ただし、**この制度の適用を受けた非上場株式等を譲渡するなど一定の場合（確定事由）には、納税が猶予されている贈与税の全部又は一部について利子税と併せて納付**する必要があります（「免除対象贈与」に該当する場合には、一定部分の納税猶予税額が免除されます。）。

◆ 納税が猶予されている贈与税を納付する必要がある主な場合

(1) 下表の「A」に該当した場合には、納税が猶予されている贈与税の全額と利子税を併せて納付します。
この場合、この制度の適用は終了します。

(2) 下表の「B」に該当した場合には、納税が猶予されている贈与税のうち、譲渡等した部分に対応する贈与税と利子税を併せて納付します。

(注) 譲渡等した部分に対応しない贈与税については、引き続き納税が猶予されます。

納税猶予税額を納付する 必要がある主な場合	(特例) 経営 贈与承継期間 内	(特例) 経営 贈与承継期間 の経過後
この制度の適用を受けた非上場株式等についてその一部を譲渡等（「免除対象贈与」を除きます。）した場合	A	B
後継者が会社の代表権を有しなくなった場合	A（※1）	C（※2）
会社が資産管理会社に該当した場合（一定の要件を満たす会社を除きます。）	A	A
一定の基準日（※4）における雇用の平均が、「贈与時の雇用の8割」を下回った場合	C（※2、3） （一般措置はA）	C（※2）

※1 やむを得ない理由（8ページ参照）がある場合を除きます。

2 「C」に該当した場合には、引き続き納税が猶予されます。

3 円滑化省令では、下回った理由等を記載した報告書※を都道府県知事に提出し、確認を受けることとされています。
なお、その報告書及び確認書の写しは、継続届出書に添付することとされています。

4 雇用の平均は、（特例）経営贈与承継期間の末日に判定します。

「継続届出書」
の提出

引き続きこの制度の適用を受けるためには「継続届出書」に一定の書類を添付して所轄の**税務署へ提出**する必要があります。

なお、「継続届出書」の提出がない場合には、**猶予されている贈与税の全額と利子税を納付**する必要があります。

納税が猶予されている贈与税の全部又は一部と利子税（10ページ参照）は、納税猶予期限の確定事由に該当することとなった日から2か月を経過する日までに納付する必要があります。

「免除対象贈与」とは、この制度の適用を受けている非上場株式等が後継者に贈与され、その後継者が「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」（2ページ参照）の適用を受ける場合における贈与をいいます。

「（特例）経営贈与承継期間」とは、この制度の適用に係る贈与税の申告期限（注）の翌日から、次の①又は②のいずれか早い日と後継者（受贈者）又は先代経営者等（贈与者）の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。

① 後継者（受贈者）の最初のこの制度の適用に係る贈与税の申告期限（注）の翌日以後5年を経過する日
② 後継者（受贈者）の最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」（6ページ参照）の適用に係る相続税の申告期限（注）の翌日以後5年を経過する日

（注）災害等により申告期限の延長がされた場合には、その延長後の申告期限となります。

※ 認定経営革新等支援機関の意見が記載されているものに限りです。

継続届出書については、（特例）経営贈与承継期間内は毎年、その期間の経過後は3年ごとに提出します。

円滑化法の認定を受けた会社も（特例）経営贈与承継期間内は毎年、都道府県知事に対し一定の書類を提出する必要があります。

納税猶予期間中

(4ページからの続き)

先代経営者等
(贈与者)の死亡等

「免除届出書」・
「免除申請書」の
提出

先代経営者等(贈与者)の死亡等があった場合には、「免除届出書」・「免除申請書」を提出することにより、その死亡等のあったときにおいて納税が猶予されている贈与税の全部又は一部についてその納付が免除されます。

◆ 猶予されている贈与税の納付が免除される主な場合

- (1) 先代経営者等(贈与者)が死亡した場合
- (2) 後継者(受贈者)が死亡した場合
- (3) (特例) 経営贈与承継期間内において、やむを得ない理由(8ページ参照)により会社の代表権を有しなくなった日以後に「免除対象贈与」を行った場合
- (4) (特例) 経営贈与承継期間の経過後に「免除対象贈与」を行った場合
- (5) (特例) 経営贈与承継期間の経過後において会社について破産手続開始決定などがあった場合
- (6) 特例経営贈与承継期間の経過後に、事業の継続が困難な一定の事由が生じた場合において、会社について、譲渡・解散した場合(9ページ参照)

先代経営者等(贈与者)が死亡した場合の相続税の取扱いについては、**10ページ**を参照してください。

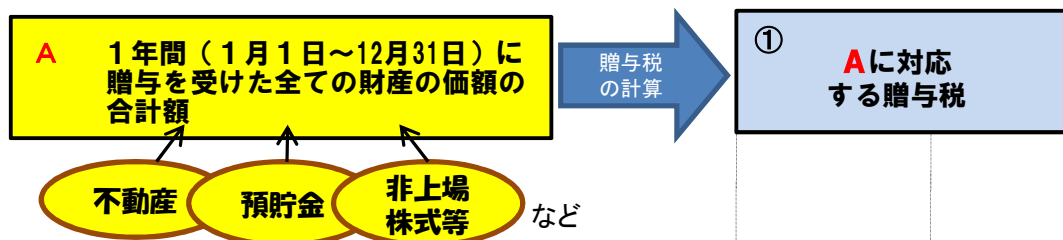
(特例) 経営贈与承継期間の経過後に、民事再生計画の認可決定があった場合など、その時点における非上場株式等の価額に基づき、納税猶予税額の再計算を行い、再計算後の納税猶予税額で納税猶予を継続することができる場合があります(その差額は、免除されます。)

一般措置については、(6)の適用はありません。

<納税が猶予される贈与税などの計算方法>

ステップ1

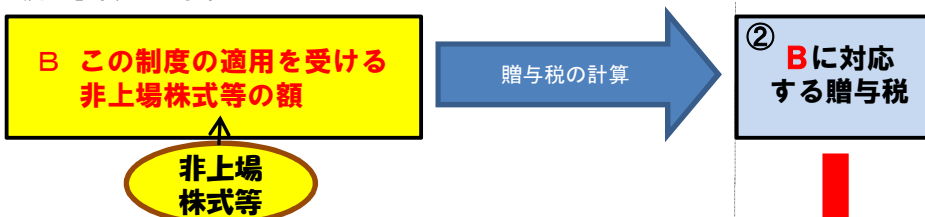
贈与を受けた全ての財産の価額の合計額に基づき贈与税を計算します。



「暦年課税」又は「相続時精算課税」を適用して、贈与税の計算を行います。

ステップ2

贈与を受けた財産が**この制度の適用を受ける非上場株式等のみ**であると仮定して贈与税を計算します。



「B」の算定に当たり、この制度の適用を受ける非上場株式等に係る会社等が一定の外国会社等の株式等を有する場合には、その外国会社等の株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。

※ 相続時精算課税の適用を受けることができる者

<特例措置>
18歳以上(注)の者

<一般措置>
18歳以上(注)の推定相続人(直系卑属)・孫

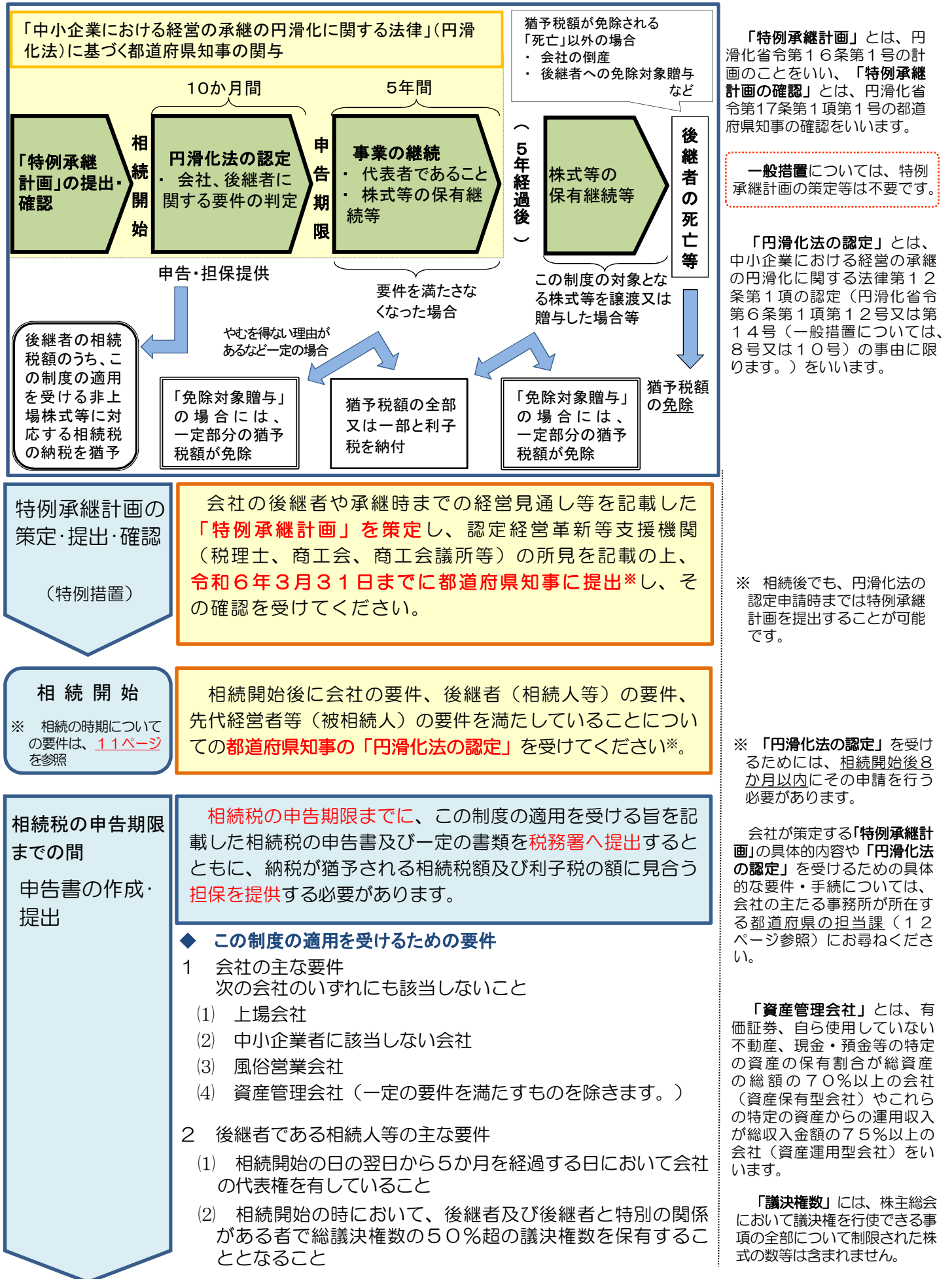
(注) 令和4年3月31日以前の贈与については、20歳以上になります。

ステップ3

「②の金額」が「**納税が猶予される贈与税**」となります。
なお、「①の金額」から「納税が猶予される贈与税(②の金額)」を控除した「③の金額(納付税額)」は、贈与税の申告期限までに納付する必要があります。



② 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除



相続税の申告期限 までの間

(3) 相続開始の時ににおいて後継者が有する議決権数が、次のイ又はロに該当すること（特例措置）

イ 後継者が1人の場合

後継者と特別の関係がある者（他の後継者を除きます。）
の中で最も多くの議決権数を保有することとなること

ロ 後継者が2人又は3人の場合

総議決権数の10%以上の議決権数を保有し、かつ、後継者と特別の関係がある者（他の後継者を除きます。）
の中で最も多くの議決権数を保有することとなること

(4) 相続開始の直前ににおいて、会社の役員であること（被相続人が70歳未満で死亡した場合及び後継者が都道府県知事の確認を受けた特例承継計画に記載されている者である場合※を除きます。）

3 先代経営者等である被相続人の主な要件※

(1) 会社の代表権を有していたこと

(2) 相続開始直前ににおいて、被相続人及び被相続人と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、後継者を除いたこれらの者の中で最も多くの議決権数を保有していたこと

4 担保提供※

納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保を税務署に提供する必要があります。

一般措置については、「後継者と特別の関係がある者の中で最も多くの議決権数を保有することとなること」が要件となります。

同一の会社の非上場株式等については、特例措置と一般措置のいずれかの適用となります。

※ 相続開始の直前ににおいて、その特例承継計画の確認を受けている必要があります。

※ 相続開始の直前ににおいて、既に法人版事業承継税制の適用を受けている者がある場合等には、(1)及び(2)の要件は不要となります。

※ この制度の適用を受ける非上場株式等の全てを担保として提供した場合には、納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保の提供があったものとみなされます。

※ 通常は、被相続人の住所地を所轄する税務署となります。

相続税の 申告期限

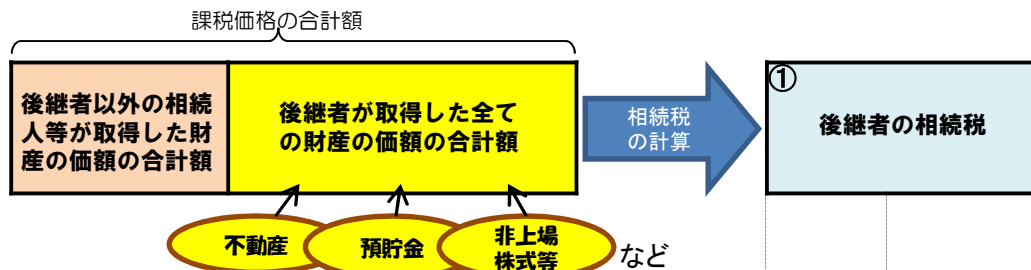
◆ 相続税の申告期限

相続開始があったことを知った日（通常は被相続人が死亡した日）の翌日から10か月以内に、所轄の税務署※に相続税の申告をする必要があります。

＜納税が猶予される相続税などの計算方法（特例措置）＞

ステップ1

課税価格の合計額に基づいて計算した相続税の総額のうち、後継者の課税価格に対応する相続税を計算します。



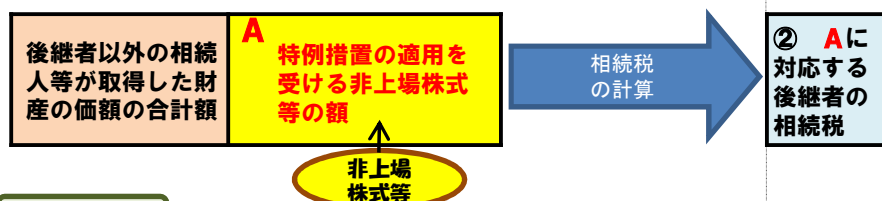
一般措置については、後継者が取得した財産が一般措置の適用を受ける非上場株式等の20%のみであると仮定した相続税の総額のうち、その部分に対応する後継者の相続税の額を「②の金額」から控除した残額が「猶予税額」となり、「①の金額」からその「猶予税額」を控除した残額が「納付税額」となります。

なお、対象となる非上場株式等の数は発行済株式等の総数の最大3分の2になります。

「A」の算定に当たり、この制度の適用を受ける非上場株式等に係る会社等が一定の外国会社等の株式等を有する場合には、その外国会社等の株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。

ステップ2

後継者が取得した財産が**特例措置の適用を受ける非上場株式等のみ**であると仮定した相続税の総額のうち、Aに対応する後継者の相続税を計算します（債務や葬式費用がある場合は、非上場株式等以外の財産から先に控除します。）。



ステップ3

「②の金額」が「納税が猶予される相続税」となります。

なお、「①の金額」から「納税が猶予される相続税（②の金額）」を控除した「③の金額（納付税額）」は、相続税の申告期限までに納付する必要があります。

猶予
税額

③ 納付
税額

納税猶予期間中

非上場株式等の
継続保有等

申告後も引き続きこの制度の適用を受けた非上場株式等を保有すること等により、納税の猶予が継続されます。

ただし、**この制度の適用を受けた非上場株式等を譲渡するなど一定の場合（確定事由）には、納税が猶予されている相続税の全部又は一部について利子税と併せて納付する必要があります**（「免除対象贈与」に該当する場合には、一定部分の納税猶予税額が免除されます。）。

◆ 納税が猶予されている相続税を納付する必要がある主な場合

- (1) 下表の「A」に該当した場合には、納税が猶予されている相続税の全額と利子税を併せて納付します。
この場合、この制度の適用は終了します。
- (2) 下表の「B」に該当した場合には、納税が猶予されている相続税のうち、譲渡等した部分に対応する相続税と利子税を併せて納付します。
(注) 譲渡等した部分に対応しない相続税については、引き続き納税が猶予されます。

納税猶予税額を納付する 必要がある主な場合	(特例) 経営 承継期間内	(特例) 経営 承継期間の 経過後
この制度の適用を受けた非上場株式等についてその一部を譲渡等（「免除対象贈与」を除きます。）した場合	A	B
後継者が会社の代表権を有しなくなった場合	A（※1）	C（※2）
会社が資産管理会社に該当した場合（一定の要件を満たす会社を除きます。）	A	A
一定の基準日（※4）における雇用の平均が、「相続時の雇用の8割」を下回った場合	C（※2、3） (一般措置はA)	C（※2）

※1 やむを得ない理由（下段参照）がある場合を除きます。

2 「C」に該当した場合には、引き続き納税が猶予されます。

3 円滑化省令では、下回った理由等を記載した報告書※を都道府県知事に提出し、確認を受けることとされています。
なお、その報告書及び確認書の写しは、継続届出書に添付することとされています。

4 雇用の平均は、（特例）経営承継期間の末日に判定します。

「やむを得ない理由」とは、次に掲げる事由のいずれかに該当することになったことをいいます。

- ① 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳（障害等級が1級である者として記載されているもの）に限り、）の交付を受けたこと
- ② 身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳（身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載されているもの）に限り、）の交付を受けたこと
- ③ 介護保険法の規定による要介護認定（要介護状態区分が要介護5に該当するもの）に限り、）を受けたこと
- ④ 上記①から③までに掲げる事由に類すると認められること

納税が猶予されている相続税の全部又は一部と利子税（10ページ参照）は、納税猶予期限の確定事由に該当することとなった日から2か月を経過する日までに納付する必要があります。

「免除対象贈与」とは、この制度の適用を受けている非上場株式等が後継者に贈与され、その後継者が「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」（2ページ参照）の適用を受ける場合における贈与をいいます。

「（特例）経営承継期間」とは、この制度の適用に係る相続税の申告期限（注）の翌日から、次の①又は②のいずれか早い日と後継者の死亡の日の前日の早い日までの期間をいいます。

- ① 後継者の最初のこの制度の適用に係る相続税の申告期限（注）の翌日以後5年を経過する日
- ② 後継者の最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」（2ページ参照）の適用に係る贈与税の申告期限（注）の翌日以後5年を経過する日

(注) 災害等により申告期限の延長がされた場合には、その延長後の申告期限となります。

※ 認定経営革新等支援機関の意見が記載されているものに限ります。

納税猶予期間中

引き続きこの制度の適用を受けるためには、「**継続届出書**」に一定の書類を添付して所轄の**税務署へ提出**する必要があります。

なお、「**継続届出書**」の提出がない場合には、**猶予されている相続税の全額と利子税を納付**する必要があります。

継続届出書については、（特例）経営承継期間内は毎年、その期間の経過後は3年ごとに提出します。

円滑化法の認定を受けた会社も（特例）経営承継期間内は毎年、都道府県知事に対し一定の書類を提出する必要があります。

後継者の死亡等

後継者の死亡等があった場合には、「免除届出書」・「免除申請書」を提出することにより、その死亡等があったときに納税が猶予されている相続税の全部又は一部についてその納付が**免除**されます。

「免除届出書」・
「免除申請書」の
提出

◆ 納税が猶予されている相続税の納付が免除される主な場合

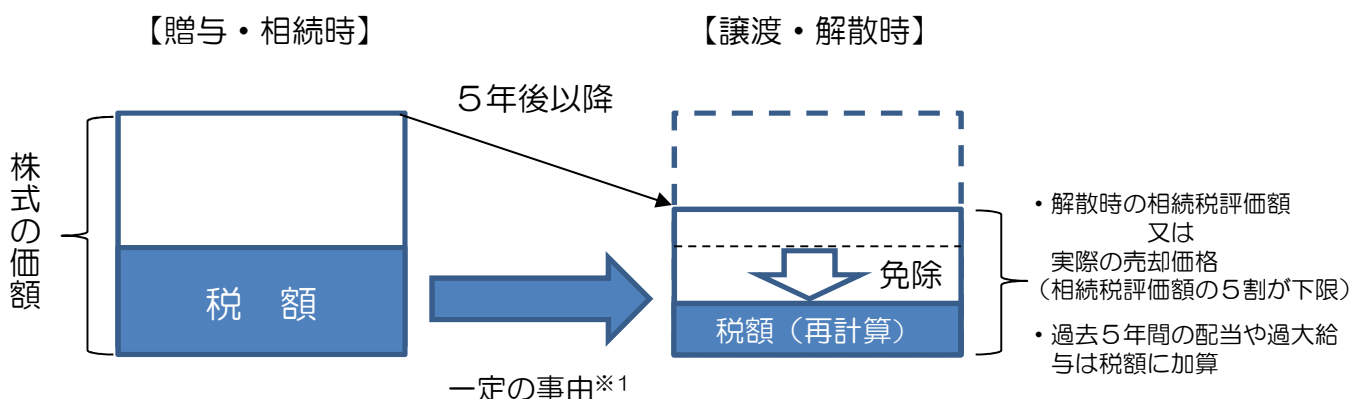
- (1) 後継者が死亡した場合
- (2) （特例）経営承継期間内において、やむを得ない理由（8ページ参照）により会社の代表権を有しなくなった日以後に「免除対象贈与」を行った場合
- (3) （特例）経営承継期間の経過後に「免除対象贈与」を行った場合
- (4) （特例）経営承継期間の経過後において、会社について破産手続開始の決定などがあった場合
- (5) 特例経営承継期間の経過後に、事業の継続が困難な一定の事由が生じた場合において、会社について、譲渡・解散した場合（下段参照）

（特例）経営承継期間の経過後に、民事再生計画の認可決定があった場合など、その時点における非上場株式等の価額に基づき、納税猶予税額の再計算を行い、再計算後の納税猶予税額で納税猶予を継続することができる場合があります（その差額は、免除されます。）。

一般措置については、(5)の適用はありません。

（参考）事業の継続が困難な事由が生じた場合の納税猶予税額の免除について（特例措置）

特例経営（贈与）承継期間の経過後に、事業の継続が困難な一定の事由が生じた場合※¹に特例措置の適用に係る非上場株式等の譲渡等をした場合は、その**対価の額**（譲渡等の時の相続税評価額の50％に相当する金額が下限になります※²。）を基に相続（贈与）税額等を再計算し、**再計算した税額と直前配当等の金額との合計額が当初の納税猶予税額を下回る場合には、その差額は免除**されます（再計算した税額は納付）。



※¹ ①過去3年間のうち2年以上赤字などの場合、②過去3年間のうち2年以上売上減などの場合、③有利子負債 $\geq$ 売上の6か月分の場合、④類似業種の上場企業の株価が前年の株価を下回る場合、⑤心身の故障等により後継者による事業の継続が困難な場合（譲渡・合併のみ）。

※² 譲渡等から2年後において、譲渡等の時の雇用の半数以上が維持されている場合には、実際の対価の額に基づく税額との差額は、その時点で免除されます。

先代経営者等（贈与者）が死亡した場合の取扱い

先代経営者等
（贈与者）の死亡

（相続開始）

先代経営者等（贈与者）が死亡した場合※1には、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」（2ページ参照）の適用を受けた非上場株式等は、相続又は遺贈により取得したものとみなして、贈与の時の価額により**他の相続財産と合算して相続税を計算します。**

なお、その際、**都道府県知事の「円滑化法の確認」を受け、一定の要件を満たす場合には、そのみなされた（非上場）株式等について「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」の適用※2を受けることができます。**

※1 後継者への贈与者の贈与が免除対象贈与（4ページ参照）である場合には、「先代経営者等に贈与をした者」等が死亡した場合となります。詳しくは税務署にお尋ねください。

※2 後継者（受贈者）が適用を受けていた贈与税の納税猶予が特例措置であるか一般措置であるかに応じ、「非上場株式等の（特例）贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」の特例措置又は一般措置が適用されます。なお、対象となる非上場株式等の数や納税が猶予される相続税は、特例措置と一般措置とで異なります（7ページ参照）。

相続税の申告期限
までの間

都道府県知事
の円滑化法の
確認

申告書の作成・
提出

◆「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」の適用を受ける場合

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づき、会社がこの制度の適用要件を満たしていることについての**都道府県知事の「円滑化法の確認」**を受けてください。

相続税の申告期限までに、「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」の適用を受ける旨を記載した相続税の申告書及び一定の書類を**税務署へ提出**するとともに、納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う**担保を提供**する必要があります。

「円滑化法の確認」とは、円滑化省令第13条第1項の確認をいいます。

なお、具体的な要件やその手続については、会社の主たる事務所が所在する都道府県の担当課（12ページ参照）にお尋ねください。

また、「円滑化法の確認」を受けるためには、相続開始後8か月以内にその申請を行う必要があります。

◆ この制度の適用を受けるための要件

1 会社の主な要件

次の会社のいずれにも該当しないこと

- (1) 上場会社（（特例）経営贈与承継期間内に、先代経営者（贈与者）が死亡した場合に限ります。）
- (2) 風俗営業会社
- (3) 資産管理会社（一定の要件を満たすものを除きます。）

2 後継者である相続人等の主な要件

相続開始の時ににおいて、

- (1) 会社の代表権を有していること
- (2) 後継者及び後継者と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権数を保有していること
- (3) 後継者と特別の関係がある者（他の後継者を除きます。）の中で最も多くの議決権を保有していること

「資産管理会社」とは、有価証券、自ら使用していない不動産、現金・預金等の特定の資産の保有割合が総資産の総額の70%以上の会社（資産保有型会社）やこれらの特定の資産からの運用収入が総収入金額の75%以上の会社（資産運用型会社）をいいます。

「議決権数」には、株主総会において議決権を行使できる事項の全部について制限された株式の数等は含まれません。

一般措置については、「後継者と特別の関係がある者の中で最も多くの議決権数を保有していること」が要件となります。

相続税の
申告期限

◆ 納税が猶予される相続税などの計算方法

7ページを参照してください。

納税猶予期間中

納税猶予期間中の取扱いは「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」と同様です。

8・9ページを参照してください。

後継者の死亡等

後継者の死亡等があった場合の取扱いは「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」と同様です。

9ページを参照してください。

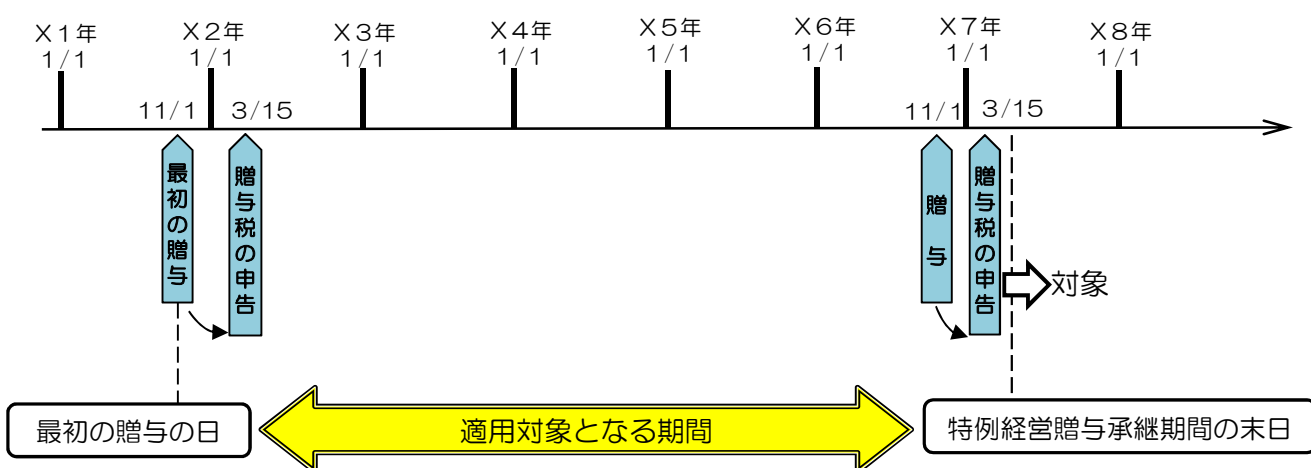
法人版事業承継税制の適用対象となる贈与・相続等について

その会社の非上場株式等について初めて特例措置の適用を受ける場合には、その非上場株式等の贈与・相続等が、平成30年1月1日から令和9年12月31日までの間の贈与・相続等であることが要件となります。

また、既に一般措置又は特例措置の適用を受けている者が他の者から贈与・相続等により取得した同じ会社の非上場株式等についてこれらの措置の適用を受ける場合には、その贈与・相続等が最初のその適用に係る贈与・相続等の日から（特例）経営（贈与）承継期間（4ページ又は8ページ）の末日までの間に贈与税・相続税の申告期限が到来する贈与・相続等であることが要件となります。

（例）×1年に最初に贈与税の特例措置の適用に係る贈与を受けている場合

その最初の贈与の日からその贈与に係る「特例経営贈与承継期間」内に申告期限が到来する贈与（相続）が対象となります（贈与の場合は×6年中の贈与、相続の場合は×6年5月15日までの相続が対象）。



（参考）利子税の計算方法

- 利子税は、贈与税・相続税の申告期限の翌日から納税猶予の期限までの期間（日数）に応じ、年3.6%の割合で計算します。

なお、各年の利子税特例基準割合が7.3%に満たない場合には、その年における利子税の割合は、次の計算式のとおり軽減されます（0.1%未満の端数は切り捨て、その割合が0.1%未満の割合である場合は年0.1%。）。

（計算式）

$$\text{利子税の割合} = 3.6\% \times \frac{\text{利子税特例基準割合※}}{7.3\%}$$

※ 各年の利子税特例基準割合は、国税庁ホームページに掲載されています。

- また、（特例）経営（贈与）承継期間を経過した後に、納税猶予税額の全部又は一部を納付するときには、（特例）経営（贈与）承継期間の利子税の割合については「年ゼロパーセント」に軽減されます。

円滑化法の認定等に関する窓口について

法人版事業承継税制の適用を受けようとしている方、又は、適用を受けている方で、贈与税又は相続税の申告書・納税猶予の継続届出書等に添付して提出する「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則」に基づく認定、確認及びそれに係る申請書・報告書の提出に関する窓口は**会社の主たる事務所が所在する都道府県**です。

また、特例承継計画の提出に関する窓口についても**会社の主たる事務所が所在する都道府県**になります。

<各都道府県のお問合せ先>

令和4年4月1日現在

北海道	経済部地域経済局 中小企業課	011-204-5331	滋賀県	商工観光労働部 中小企業支援課	077-528-3732
青森県	商工労働部 地域産業課 創業支援グループ	017-734-9374	京都府	商工労働観光部 ものづくり振興課	075-414-4851
岩手県	商工労働観光部 経営支援課	019-629-5544	大阪府	商工労働部 中小企業支援室 経営支援課	06-6210-9490
宮城県	経済商工観光部 中小企業支援室	022-211-2742	兵庫県	産業労働部 地域経済課	078-362-3313
秋田県	産業労働部 産業政策課	018-860-2215	奈良県	産業振興総合センター 創業・経営支援部 経営支援課	0742-33-0817
山形県	産業労働部 産業創造振興課 スタートアップ推進室	023-630-2708	和歌山県	商工観光労働部 商工労働政策局 商工振興課	073-441-2742
福島県	商工労働部 経営金融課	024-521-7288	鳥取県	商工労働部 企業支援課	0857-26-7453
茨城県	産業戦略部 中小企業課	029-301-3560	島根県	商工労働部 中小企業課	0852-22-5354
栃木県	産業労働観光部 経営支援課	028-623-3173	岡山県	産業労働部 経営支援課	086-226-7353
群馬県	産業経済部 地域企業支援課 経営・事業承継支援係	027-226-3339	広島県	商工労働局 イノベーション推進チーム	082-513-3355
埼玉県	産業労働部 産業支援課	048-830-3910	山口県	商工労働部 経営金融課	083-933-3180
千葉県	商工労働部 経営支援課	043-223-2712	徳島県	商工労働観光部 商工政策課	088-621-2322
東京都	産業労働局 商工部 経営支援課 事業承継税制担当	03-5320-4785	香川県	商工労働部 経営支援課	087-832-3345
神奈川県	産業労働局 中小企業部 中小企業支援課 (かながわ中小企業成長支援ステーション)	046-235-5620	愛媛県	経済労働部 産業支援局経営支援課	089-912-2480
新潟県	産業労働部 地域産業振興課 小規模企業支援係	025-280-5235	高知県	商工労働部 経営支援課	088-823-9697
富山県	商工労働部 地域産業支援課	076-444-3248	福岡県	商工部 中小企業振興課	092-643-3425
石川県	商工労働部 経営支援課	076-225-1522	佐賀県	産業労働部 産業政策課	0952-25-7182
山梨県	産業労働部 産業振興課	055-223-1541	長崎県	産業労働部 経営支援課	095-895-2651
長野県	産業労働部 経営・創業支援課 創業・承継支援係	026-235-7194	熊本県	【製造業以外】商工労働部 商工雇用創生局 商工振興金融課	096-333-2316
岐阜県	商工労働部 商業・金融課	058-272-8389		【製造業】商工労働部 産業振興局 産業支援課	096-333-2319
静岡県	経済産業部 商工業局 経営支援課	054-221-2807	大分県	商工観光労働部 経営創造・金融課	097-506-3226
愛知県	経済産業局 中小企業部 中小企業金融課	052-954-6332	宮崎県	商工観光労働部 商工政策課 経営金融支援室	0985-26-7097
三重県	雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課	059-224-2447	鹿児島県	商工労働水産部 中小企業支援課	099-286-2944
福井県	【建設業、商業、サービス業等】 産業労働部 創業・経営課	0776-20-0367	沖縄県	商工労働部 中小企業支援課	098-866-2343
	【製造業等】 産業労働部 産業技術課	0776-20-0370			

○ 事業承継税制に関連する情報につきましては、中小企業庁ホームページにおいてもご覧いただけますので、ぜひご利用ください。【<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/index.html>】